

社会保障の権利擁護：アメリカの法理と制度

大原, 利夫 / OHARA, Toshio

(発行年 / Year)

2014-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675乙第214号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2014-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(法学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010257>

博士学位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	大原 利夫
学位の種類	博士（法学）
学位記番号	第 545 号
学位授与の日付	2014 年 3 月 24 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(2)該当者(乙)
論文審査委員	主査 教授 金子 征史 副査 教授 浜村 彰 副査 教授 藤本 茂

社会保障の権利擁護～アメリカの法理と制度～

本小委員会は、博士学位申請者大原利夫氏から博士(法学)学位請求論文「社会保障の権利擁護～アメリカの法理と制度～」の提出を受けて慎重な審査を行った。結論を述べると、本小委員会は、大原利夫氏が研究能力および学位請求論文に示される研究到達度双方において、博士(法学)の学位を受けるに十分、値すると判断した。

以下、報告する。

1. 本論文の構成

本論文は、以下の構成からなっている。

はしがき

第 1 部 被用者給付制度における権利擁護の法理

第 1 章 エリサ法の概要

第 2 章 積極的情報提供信認義務

第 3 章 HMO に関する信認法理

第 4 章 退職者医療給付に関する保護法理

第 2 部 アメリカ社会保障法の権利擁護制度

第 1 章 公的年金制度の概要

第 2 章 代理受取人制度の概要

第 3 章 代理受取人制度の運用状況

第 4 章 代理受取人制度の現地調査

第 5 章 代理受取人による給付の不正使用

おわりに

2. 本論文の要旨

(1) 本論文の位置づけ

わが国は少子・高齢化，核家族化さらには独居化が急速に進行している。高齢者福祉サービスもこの変化に対応して，公的措置から保険制度へと変わり，民間が福祉サービス分野に入ることによって，今日，福祉サービスは次第に契約化するに至っている。この契約化の進行にあたって，福祉サービスを受ける者は，そのサービス内容を選択するうえで，選択に必要な情報等を適切に提供されることが重要になる。特に，高齢化にともなう利用者の判断能力の不十分さは必要なサービスの選択に支障をきたすことになる。福祉サービスの契約化はそのサービスを受ける高齢者にとって，社会保障給付受給権の実質的保障という点から権利擁護の重要性が著しく増大している。本論文は，社会保障法学の視点から，かかる権利擁護に取り組む研究である。

わが国社会保障法学におけるかかる権利擁護に関する従来の研究は，成年後見制度とか日常生活自立支援事業といった制度を取り上げ，その制度を分析し，当該制度の問題点，改善点を指摘するスタイルが典型的であった。本論文は，このような従来スタイルを墨守するのではなく，利用者の意思決定への支援に焦点をあて，契約による民間福祉サービスの利用が一般的であり利用される規模も大きくかつ歴史もあるアメリカの制度を比較法的に検討することにより，福祉サービスの利用者の権利擁護の内容を論ずるものである。

(2) 本論文の内容

本論文は二部構成よりなる

まず第1部において，企業年金制度のような被用者給付制度を取り上げ，加入者の意思決定への支援(利益擁護)の観点から企業に情報提供義務を課すなど被用者給付制度を規整するエリサ法(**Employee Retirement Income Security Act**)を検討する。アメリカ法を検討対象としたのは，アメリカは，契約による民間福祉サービスの利用が一般的であり利用される規模も大きくかつ歴史もあることから，措置から契約に移行したわが国にとって有益な示唆を得ることが期待できると考えたからである。

ここではアメリカの単なる制度紹介にとどまらず，その中心をエリサ法上の信認義務，なかでもその主要な論点である積極的情報提供信任義務(**affirmative fiduciary duty to disclose**)について，判例の検討を通じて判例法理の紹介・検討を行い，法理の分析に及んでいる。ちなみに信認義務とは，信託において，受託者は信託財産の名義移転を受けると広範な管理・処分権限を有することになるが，これは受託者が自らの利益を考慮せず受益者の利益を専一に考え権限を行使することを意味し，専門家としての最善の注意義務を払うとの，信認関係にもとづく忠実義務を中核とする義務である。

しかし，信認義務に基づき社会保障制度の担当者による丁寧な説明がなされ社会保障給付受給権が保障されるとしてもそれだけでは十分とはいえない。受給者本人の判断能力が相当程度に不十分であると受給権者の権利が十分に保障されているとはいえなくなる。こうした状態にある受給権者には，第三者による直接的支援によって受給権者の権利擁護を図ることが必要になる。

第2部では、この支援制度として設けられたアメリカの代理受取人制度(Representative Payee Program)を検討対象にして、制度内容、実態、問題点およびその解決策などを紹介・検討している。また、その実態を知るために、現地調査もおこなっている。アメリカでは当該制度が受給権者の権利擁護について重要な社会的機能を果たしている。代理受取人制度とは、児童、様々な障がいを負っている者、認知症高齢者など判断能力が不十分であるため公的年金給付などを自ら管理できない者を支援する目的で、受給者本人に代わり代理人受取人が給付を受取り受給者本人の生活のために消費する制度である。この代理受取人制度は、アメリカでは長い歴史をもつ大規模かつ重要な権利擁護制度であるが、わが国では余り検討されたことがなく、したがって邦語文献もほとんどない。その意味で本論文の当該制度を研究した学術的意義は大きい。

また、わが国社会保障法学では、判断能力が不十分な者の利益保護については成年後見法が担うべきであるとの考え方が一般的であるが、本論文は、判断能力が不十分なために生活に支障が生じている人については、成年後見法だけではなく、社会保障法分野からも積極的な支援政策を展開すべきであるとの立場に立って主張を展開している。

3. 章ごとの要旨

第1部

第1章はエリサ法の概要を紹介する。エリサ法は企業が設立運営する企業年金制度などの被用者（従業員労働者）給付制度を規整する連邦法である。アメリカにおける企業年金制度は1950年代にゼネラル・モーターズが企業年金を導入したことを契機に広く普及してきた。雇用状況が改善して優秀な労働者を確保する必要が増大したことおよび企業年金に関する労使双方への優遇税制が設けられたこと、これらが企業年金制度の広く普及した背景にあると考えられている。

広く普及した被用者給付制度であったが、利用者が当該制度について十分な知識や情報をもっていることは極めてまれで、通常はパンフレットを読んだり制度担当者に尋ねたりしながら申請し当該制度を利用していた。利用者は制度内容の知識が欠けているため、質問の仕方が適切でなかったり、誤った用語を使ったりすることについてその妥当性を的確に判断できない。そのような場合に制度担当者が機械的にこたえるだけでは必要な情報が提供されたことにはならない。また、当該制度に関する説明書などが作成されてなかったり、作成されていても理解しづらい専門用語が使用されていたり、企業にとって都合の悪い事項を意図的に記載しなかったり等、種々の問題が発生していた。エリサ法は、これらの問題を解決するべく1974年に制定された。

本論文はこれら概要を述べたのち、信託義務の概要を述べる。エリサ法が信託義務を課した背景には次のことがあった。すなわち、エリサ法制定前は年金資産管理者がリベートを受け取るなど自己利益を図ったり杜撰な資産管理が行われていたりしたことがあり、そのような状態は加入者の利益を害していると考えられた。エリサ法は、当該制度加入者の利益を保護するために、企業や制度を取扱う担当者に対して信託義務(受託者は受給者の利益だけに目を向けて義務を履行しなければならない原則などからなる信託法を淵源とする忠実義務)を課したとされる。

第2章は、積極的情報提供信認義務について論じる。積極的情報提供信認義務は、エリサ法の定める文書配布義務等の定型的情報提供義務とは異なる。積極的情報提供信認義務は、エリサ法の信認義務(1104条a項1号)を根拠とする解釈によって導かれた義務である。

エリサ法のもと、前述したように利用者にとって必要な情報が得られない場合を踏まえて、質問者が必要とする情報を、質問者が尋ねていない事項であっても提供する義務を制度担当者は負うとする法理(たとえば、積極的情報提供信認義務)が構築されてきた。

エリサ法違反、すなわち積極的情報提供信認義務違反について、受託者(使用者)は、担当者が制度加入者(被用者等)に適切な情報を提供していないことによって加入者の利益を損なった場合、エリサ法上の当該義務違反にもとづく衡平法上または損害賠償責任(1109, 1132条)を問われる。そのほか、懲罰的損害賠償責任、過料、刑事罰もそれぞれの法に照らして科されうる。

加入者はいろいろある福祉サービスのなかから特定のサービスを選ぶ際には「有用な」情報提供が必要不可欠である。受託者は信認義務のもと積極的により良い情報を加入者に提供しなければならない。とはいえ、具体的にどのような内容のものが積極的情報提供信認義務を構成するかなどについては、既述のとおりエリサ法に定めはなく、したがって判例によって内容の明確化を図るよりない。本論文は積極的情報提供信認義務を容認した3つの代表的な裁判例を取り上げ、①加入者の事情を知った受託者は単に誤った情報を提供しないだけでなく、受託者には豊富な訓練・知識があるから、受託者は加入者が求めなかった情報も提供し、完全かつ正確な重要情報を提供する義務を負う、②誤謬のある重要な説明を受託者がおこなった結果、加入者の「十分な情報に基づいた判断」を阻害した場合は信認義務違反にあたることを示されたと、まとめる。

積極的情報提供信認義務の及ぶ範囲について、判例法理では、「真剣な検討の基準(serious consideration test)」と呼ばれる法理と「二つの帽子法理(two hats doctrine)」とが対立する状況にある。

一方の「真剣な検討の基準」法理(フィッシャー I, II 判決を嚆矢とする)は、給付制度の改正が使用者にとっては労務管理上常に検討を要する事項であり常にすべて開示するというわけにはいかないが、被用者もまた給付制度の内容を重視し雇用に関する判断をする上で重要な情報を必要としておりその点は重視されるべきであるから、被用者給付制度の改廃について使用者が真剣に検討した時だけ開示することを求めることができるとする。使用者が労務管理上の判断について一定範囲で信認義務を負う場合を認める点で使用者の責任範囲を広く解する法理である。

他方、当該義務を負うのは受託者であり制定・改廃を行う、すなわち事業活動を行う使用者は受託者の立場に立たないが、使用者が制度管理者の立場で行う行為はその限りで受託者となるとして、制度改廃について使用者は信認義務の責任を負う立場にないとする。この点で当該義務の適用範囲を狭く解しているといえる法理が「二つの帽子法理(two hats doctrine)」(アマト対ウエスターン・ユニオン社事件連邦地判を嚆矢とする。二つの帽子とは、使用者が被用者給付制度に関して持つ二つの側面、①制度管理者(受託者)の側面と②制度を採用するか否かを事業活動の面から判断する経営者としての側面の二つがあることを使用者が被る帽子に例えている)と呼ばれる法理である。

両者は使用者の受託者としての信認義務を制度改廃について認めるか否かで真っ向から、対立する。本論文は、判例研究とあわせて学説にも言及したうえで、当該情報提供義務の権利擁護機能を詳細に検討・分析し、以下のような結論に達する。

すなわち、対立する二つの法理も、①積極的情報提供信認義務を認めている、②従業員給付制度の改廃について下す経営上の判断を尊重する(すべてを公開すべきというのではない)、しかし、③誤謬のある悪質な説明から加入者(受給者)を保護する必要があることも認める。以上の点は両者とも同じであり、両者ともに受給者の「十分な情報に基づく判断」(informed decision.インフォームド・ディシジョン)を尊重すべき点が重要であるとの基本的認識においても変わらない。いずれの法理が妥当であるかではなく、要はバランスのとりの問題であり、ケースバイケースで処理すれば足りる。

これらの議論は、社会保障給付の主體的な受給権者像にもとづき選択権や自己決定、自立を重視するようになった、わが国社会保障において、示唆するところ大である。

第3章は、健康維持組織(Health Maintenance Organization, HMO)の報奨金制度について判断したヘルドリッチ事件判決を分析することを通じて、先述した「真剣な検討の基準」と「二つの帽子法理」に検討を加えて、信認義務の限界と意義について検討をする。

HMOは高騰する医療費の抑制を目的として発展してきた民間の医療プランである。HMOに一定額を支払って加入すれば、加入者はHMOと提携する医療機関を無料または低額で利用することができる。他方、HMOと提携する医療機関にはHMO加入者が受診したか否かに関わらず一定額の報酬が支払われ、その報酬の中からHMO加入者の医療費が賄われる。したがって、提携医療機関はHMO加入者の治療が少なければ少ないほど利益が大きいことになる。

そのような仕組みのなかでヘルドリッチ事件は起きた。すなわち、当該事件はHMO加入者(ヘルドリッチ)の病状が悪化したことに端を発する。診察した医師(HMOであるCarleに所属)は、ヘルドリッチの病状悪化を予想したにもかかわらず、より早く精密検査ができる医療機関ではなく、それより遅く検査することになるCarlの施設で検査することとした。ヘルドリッチは、そのために悪化したと主張し、こうした医師の行為を招いたのはCarlの報奨金制度(Carleの施設を使うことに対する報奨)が原因であり、当該制度は加入者の利益ではなく医師の私益のためになっているとして、被用者給付制度の受託者であるCarleは、受託者に課されている加入者(受益者)の信認義務に反していると訴えた。ヘルドリッチ事件は最高裁まで行き、最高裁はCarleに対する信認義務違反の主張を退けた。すなわち、当該医師の判断(Carleの判断)には、治療の判断とプランの適用などを判断する純粋な適格性判断とがあり、この混合的判断を行う行為は受託者としての行為ではないので、信認義務違反を問われる立場にないというものであった。この最高裁の判断は基本的には2つの帽子法理の立場に立つものである。こうして、積極的情報公開信認義務の議論は企業年金(第2章)に限らず、医療給付(本章)にも及ぶことを明らかにした。

第4章は、退職者医療給付の改廃にともなう加入者や受給者の救済について検討する。当該給付の改廃は契約法理や禁反言の原則などによっても加入者や受給者の救済が図られている。本章では、信認義務の受給権保護機能と併せてこれら契約法理や禁反言の原則による救済法理を検討する。

第 2 部

第 1 章は、公的年金制度に付随する代理受取人制度を検討するに先立って、アメリカの公的年金制度の概要を簡潔に紹介する。障がい者等判断能力が不十分で公的年金給付などを自ら管理できない者を支援する制度である代理受取人制度の重要性を明らかにするうえで不可欠だからであり、説得的であるということが出来る。

第 2 章は、社会保障法が定める代理受取人制度の内容を概観する。

アメリカの代理受取人制度は、児童、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分なために公的年金給付等を自ら管理できない受給者を支援するために、受給者本人に代わって代理受取人が給付を受領し、本人の生活のために使用する制度である。この代理受取人制度は、73 年以上の歴史を持つ社会保障制度であり、代理受取人制度で支援を受けている受給者は約 850 万人(2011 年)である。つまり、社会保障給付の全受給者のうち 7 人に 1 人(約 14%)が代理受取人によって社会保障給付を受給している。850 万人という利用者数は、日本の類似制度である日常生活自立支援事業の利用者約 4 万人(2012 年)の 210 倍を超える数字となる。代理受取人に支給される社会保障給付の 1 年間の総額は約 610 億ドル(約 6 兆 1000 億円)にも上る。

このような規模が大きく歴史のある代理受取人制度について、代理受取人選出手続き、代理受取人の義務や報酬などについて、制定法にとどまらず、施行規則や運用マニュアルまで広く検討を加え、正確・精緻な制度紹介を試みている。

第 3 章は、代理受取人制度の運用状況を全国調査の資料をもとにその実態を明らかにする。代理受取人の実態、それを利用する受給権者の特徴や求めるニーズを明らかにする。

第 4 章は、第 3 章での全国調査によって浮き彫りにされた制度実態を、現地調査を行って、裏打ちする。調査レポートのみでは明らかにならない実態を現地調査で埋める試みである。現地調査の対象は、代理受取人制度を管掌する連邦政府機関である社会保険庁(Social Security Administration)の本庁と代理受取人として活動をしている非営利組織であるブレッド・フォー・ザ・シティ(Bread for The City)で、それらで聞き取り調査を行いその結果を分析する。そこから次のことが明らかになる。すなわち、代理受取人の役割は、受給権者の住居から食料から果ては余暇の過ごし方まで広範囲に及んでいることである。代理受取人の責務が非常に広くまた重要であることが浮き彫りにされていて興味深い。それは、同時に代理受取人の不正が大きな問題となることも明らかになる。

第 5 章は、代理受取人制度について最大の問題点である、代理受取人による「不正使用」に関する検討を加えている。まず、不正使用の実態を各種調査から明らかにして、法的論点を抽出する。その結果、①社会保険庁の調査義務、②不正使用に対する賠償義務を検討対象にして法的分析を加え、不正使用の発見方法と防止策を明らかにする。

総じて、第 2 部では、実態を踏まえた検討である点で、文献から知る法的問題とその対処を紹介・検討するにとどまらない、地についた検討であり、説得力がある。この手法は、単なるアメリカの紹介にとどまらず、わが国の社会保障給付受給権者の置かれている状態と法的対処法を模索し提言するうえで有益なものとなっているといえる。

4. 本論文の意義と評価

本論文は、広範囲に及ぶ社会保障法分野のどこに位置するのであろうか。

社会保障法の法体系の分類については、学説上激しい争いがあったが、今日では、大学の法学部で使用される体系書などから、おおむね、①生活保護（生活保護法）、②所得保障（年金各法、雇用保険法など）③医療（国民健康保険法、労災保険法など）、④社会福祉（児童福祉法、障がい者総合支援法、介護保険法など）、の4つの法分野に分類されている。以上の分類に収まらない社会保障法学上の研究分野には、社会保障の権利論、権利擁護論などがある。本論文は、こうした諸分野の内、社会保障法学における権利擁護に位置づけられる。

本論文の意義あるいは新規性は、以下の3点において顕著である。

(1) 社会福祉の分野では、従来、措置制度のもとで社会福祉サービスが提供されてきたが、措置制度では行政処分としてサービスが提供されるため、サービス利用者とサービス提供者との関係が対等とはいえなかった。また、措置権者の判断基準も明確性に欠けて不透明であり、広範な行政裁量が認められる傾向が強く、福祉サービス利用者の申請権も権利として認められてはいなかった。

それが近年、①社会福祉に関する国民の意識の変化、②少子・高齢化の進展、家庭機能の変化、③障がい者の自立と社会参加の進展などの社会変化を背景に、①対等な関係の確立、②多様な主体の参入促進、③質と効率性の向上、④透明性の確保を目的とした改革理念が提唱され、従来の措置に代わって契約によって社会福祉サービスを利用する方式が採用されることになった（契約化）。介護保険法の制定は、こうした「措置から契約へ」という利用方式の転換を象徴するものであった。

契約化によって、社会福祉サービス利用者と提供者との関係が対等になると期待された。事実、理念としては対等である。しかし、実際には、情報の偏在による非対称性など様々な非対等性が両者の間には存在する。契約化によって一気に対等化されることはないのである。こうした実際上の社会福祉サービス利用者と提供者との非対等な関係はどうすれば実質的に対等化するのであろうか。本論文は、社会福祉サービス利用者の権利保護（擁護）の観点からこの点に関する解析に取り組んだものといえる。

本論文は、法制史研究者であるヘンリー・メインが中世から近代への法の変容を「身分から契約へ」という言葉で表現し、信託法研究者であるタマー・フランケルがこれを受けて19世紀から20世紀への法の変容を「契約から信認へ」という言葉で表現したことに着想を受けて、選択を認めつつ権利を保護する法関係である信認関係に着目し、わが国の社会保障法、特に社会福祉における法理念を、「措置から契約へ」さらには「契約から信認（信頼）へ」と進化させる必要があると主張する。

(2) わが国社会保障法学では、アメリカ法研究者が比較的少数であるという事情もあり、今までエリサ法に関する研究はあまりなく、あっても紹介程度にとどまっている。ただし、退職者給付制度に関して、わが国が急速な高齢化に伴う当該制度の改廃が問題となっていることを受けて、アメリカ法研究の邦語文献が出されていることも指摘しておく必要がある（井村真己「アメリカにおける企業年金の受給権保護をめぐる諸問題－ERISA510条の制定意義とその限界－」六甲台論集(法学政治学篇)43巻3号21頁(1997)ほか。本論文115

頁注 5 参照)。そのようななか、本論文は、エリサ法、特に信認義務について、社会保障法全般に通底する問題と捉えて、情報保障を論ずる本格的な研究である。

また、信認義務については、信託法(債権法)の分野からの研究がある(樋口範雄著『アメリカ信託法ノート』(弘文堂 2003)など。本論文 80 頁注 37 参照)。本論文はかかる研究に影響を受けているところも大きいですが、信託法分野からの研究はエクイティ(衡平法)の判例に基づく法理の検討が多いのに対して、本論文はエリサ法という制定法上の信認義務についての議論であり、次元が異なる。

(3) 判断能力が不十分な人の意思決定に対する支援(第 2 部)は、成年後見法が担うべきであり、社会保障法が担うべきではないとの認識が社会保障法学では一般的である。たとえば、判断能力が不十分なために食料を購入することができず、また、家賃の支払いをすることができないために生活障がいに苦しむ人がいたとしても、その人に対する意思決定の支援は成年後見法で行うべきであり、社会保障法が行うべきことは、後見人への報酬を支払うことができない被後見人に対して、その報酬を支援する程度にとどまるとの考え方が一般的である。しかし、成年後見法にも、手続きが煩瑣であるとか、金銭管理しかできないといった限界がある。上記で指摘した日常生活に苦しんでいる者への支援については、むしろ社会保障法の領域で検討されるべきである。そうだとすると、わが国社会保障法学にとっての課題であるということができよう。

本論文は、社会保障法の中核的部分である公的年金法において、判断能力が不十分なために日常生活に支障が生じている者について意思決定の支援を積極的に行っているアメリカの代理受取人制度を取り上げて分析する。この検討を通して、社会保障法において積極的な支援政策を展開すべきであるとし、わが国社会保障法学の一般認識に再考を促す問題提起をおこなっている。

アメリカ代理受取人制度は、「3. 章ごとの要旨」で述べたように)歴史も古く、規模の大きい制度であるにもかかわらず、この制度に関する邦語文献は少なく、アメリカにおける代理受取人制度は日本ではあまり知られていない。本論文は、この代理受取人制度について、制度の内容、実態、政策上および法解釈上の問題、その解決策など、本格的かつ多角的な研究を邦語文献では初めて行っているところも意義深い。

特に、本論文は、アメリカで実態調査を敢行して分析している。代理受取人制度を管掌するアメリカ社会保険庁の本庁に出向いて聴き取り調査を行い、また、代理受取人の活動を行っている NGO 団体にも訪問調査を行ったうえで、同制度の実態を分析している。従来にないアプローチであり、意義がある。

(4) 幾つか疑問点を述べると、第 1 部では、第 2 章の積極的情報提供信認義務に関する二つの対立する法理の検討からの結論は要するに、双方いずれの法理が妥当であるかではなく、要はバランスのとり方の問題であり、ケースバイケースで処理すれば足りるということである。しかし、バランスをとる支点はどこかと考えた場合、受給者の「十分な情報に基づく判断」ができることに求めることができるが、その点も双方の法理とも認めているところである。この点で、やや明確性を欠いた結論になっているように思われる。

第 2 部の代理受取人制度に関しては、代理受取人の不正に対する適切な対処方法はあるのかについて述べる。本論文では、その対処方法として社会保険庁の調査などを掲げる。

しかし、そもそも判断能力が不十分な者は、不正自体を発見するのが困難で、発覚した時は深刻な事態となっていることが多いように思われる。適切な対処方法はないのが実際ではないだろうか。この点を考えると、代理受取人による給付の不正使用問題は、当該制度をわが国にそのまま導入することには慎重であるべきだとの見解も予想される。

また、本論文はアメリカ法の研究にとどまっており、直ちにわが国のことを論じるわけにはいかないが、そもそもわが国では社会福祉サービス利用者とサービス提供者との関係を信認関係と捉えることが果たしてできるのか、具体的にどのようにしてわが国の社会保障法に信認法理を取り入れていくのかは必ずしも明らかになっていない。

さらに、本論文の主張(第1部の積極的情報提供信認義務に関する法理や第2部の代理受取人制度)は、わが国にどういった点に示唆を与えるものであるのか、より突っ込んだ指摘が望まれるところである。

以上のような疑問点や注文が指摘できるが、本論文の第1部の法理の検討や第2部の調査を踏まえた実態分析は、わが国の社会保障制度の変化(契約化からさらに信認化)が起きているなかで、受給権者の自己決定確保や権利擁護といった視点は益々重要度を増している。本論文は、今まであまり論じられていないアメリカの本格的な研究であるというだけでなく、わが国の社会保障政策を展望する上で重要なひとつの方向性を示す法理や制度を検討したものとして、高く評価される業績であることには変わりはない。以上の疑問点や注文点に思いを致し、わが国の高齢者福祉制度を実りあるものにする一助とするために、今後の課題として検討されることを期待したい。

5. 本論文に至る若干の経緯

本論文は、本論文の巻末初出一覧および本論文とともに提出された「研究業績」にあるように、博士学位申請者大原利夫氏の長年にわたって研究を続けてきた成果をもとになされている。本論文を初出論文の視点からみると、本論文の初出一覧(228頁)や「研究業績」から、1999年に労働法律旬報に掲載された論文「米国における退職者医療給付改廃権をめぐる判例法理の動向(上)(下)」(本論文第4章)を皮切りに、日米法学会の学会誌であるアメリカ法に発表した論文「アメリカにおける高齢者の所得保障」(2008年、本論文第1部第1章、第2部第1章)、日本成年後見法学会の学会誌である成年後見法研究に発表(2011年)した論文「アメリカの代理受取人制度」(本論文第2部第2章)などからなっている。初出一覧には入っていないが、日本社会保障法学会の学会誌である社会保障法に発表した論文「社会保障におけるインフォームド・ディシジョン—エリサ法の積極的情報提供信認義務を素材に—」(2007年 社会保障法 22号 75頁)や「アメリカ社会保障法における意思決定の支援—代理受取人制度—」(2013年 社会保障法 28号 34頁)は、本論文と関連する論文である。

なお、本論文は、「博士論文目録」に記されているように、法律文化社から今年の3月末に公刊される予定であることを付言する。

6. 結論

本論文は、①「措置から契約へ」と、社会福祉サービスの利用方式が転換した後の法理念の方向性として「信認（信頼）」を示した点、②エリサ法の信認義務について、特に社会保障法全般に通底する問題として捉える問題意識のもとで情報保障を中心に論ずる点、③邦語文献があまりないアメリカの代理受取人制度について、制度の内容、実態、政策上および法解釈上の問題、その解決策など、多角的な観点から研究を行っている点の3点において新規性がみられる。なお、大原氏はアメリカを比較法の対象とする研究者であり、かつてはドイツを対象とした研究論文をも発表している点から、十分に国際的レベルでの研究能力を備えておられる。

以上、「4. 本論文の意義と評価」と「5. 本論文に至る若干の経緯」を踏まえ、本小委員会は、大原利夫氏が研究能力および学位請求論文に示される研究到達度双方において、博士(法学)の学位を受けるに十分値すると全会一致して結論するに至った。

以上